

指定運用方法の基準に関する論点および資料

指定運用方法の位置づけ①

- 第5回社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会において、指定運用方法の基準を議論する前提として、確定拠出年金法上の指定運用方法の位置づけを明らかにするよう意見が出されたところ。

<確定拠出年金制度における基本的な考え方>

- 確定拠出年金制度は、**加入者が自己の責任において運用の指図を行い、その運用結果に基づいた給付を受ける**制度（確定拠出年金法第1条）。

【参考】確定拠出年金法
(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

- **運用の指図は、加入者自身が行う**ことが想定されている（確定拠出年金法第25条第1項）。

【参考】確定拠出年金法
(運用の指図)

第二十五条 企業型年金加入者等は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

指定運用方法の位置づけ②

<確定拠出年金制度における例外：指定運用方法と加入者の運用指図権>

- 一方で、現実では、加入者による運用の指図が行われない場合がある。
- そのような運用の指図を行わない加入者に運用商品の選択を行うよう促しつつ、一方で、改正後の確定拠出年金法において、**加入者が一定期間運用の指図を行わないような例外的な場合のために**、下記規定を整備。
 - ・ 労使があらかじめ規約で指定運用方法を定めることを認めること
 - ・ その際には、実際に運用対象商品を選択しない加入者に対しては、一定期間（3月以上で規約で定める期間）を経過すると、指定運用方法が適用されることを通知すること
 - ・ 通知の後、合理的な期間（2週間以上の規約で定める期間）を経過してもなお、運用の指図が行われない場合には、指定運用方法が適用されること
- 改正後の確定拠出年金法は、本人が運用指図をしないにもかかわらず運用が行われる現状に対し、加入者の運用指図権を保護し、加入者が自ら運用指図を行うことを促す観点から一定期間を設ける等の丁寧な手続規定を整備したもの。

<いったん指定運用方法が適用された後の取扱い>

- 現行の法令解釈通知上、「事業主又は運営管理機関は、あらかじめ定められた当該運用方法を設定した場合には、その後の運用の指図が不要であるとの誤解を招くことのないよう、次に掲げる事項を定期的に情報提供するものとする」とされている。
- 今回の改正は、加入者の運用指図権を保護する観点から指定運用方法の手続を定めたものであり、改正後も本人が自分で選択した商品により運用を行うことが制度の本旨であることに変わりはなく、現行通知と同様に、指定運用方法適用後も、運用の指図を行うことができる旨、定期的に情報提供を行う。

○ 確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）

第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項

1～3 （略）

4. 運用の指図に関する事項

個人別管理資産の運用の指図のない状態を回避する方法として、加入者等から運用の指図が行われるまでの間において運用を行うため、あらかじめ定められた運用方法を企業型年金規約において設定することができること。

なお、あらかじめ定められた運用方法を企業型年金規約に規定する場合には、次の取扱いによるものとする。

(1) 設定する運用方法として、元本確保型に限らず、例えば、株式や債券など複数の資産の組み合わせによりリスクが分散され、資産分散効果や時間分散効果が得られる運用方法なども、年金のような長期運用においては、安定した運用成果が期待できることから、労使で十分に協議し設定すること。

(2) 当該運用方法を設定する場合には、企業型年金規約には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ① 加入者等から運用の指図がない場合、運用の指図が行われるまでの間、あらかじめ定められた運用方法により運用を行うこと。
- ② 事業主又は運営管理機関は、加入者等に対し、あらかじめ定められた運用方法による運用を開始する前に、加入者等から運用の指図がない場合は当該運用方法により運用を行うことと、当該運用方法に係る具体的な金融商品の仕組みや特徴（期待できるリターン、考えられるリスク等）について十分説明すること。
- ③ 当該説明に関する書類を交付すること又は当該説明に関する電磁的方法による情報提供を行うこと。

(3) 事業主又は運営管理機関は、あらかじめ定められた当該運用方法を設定した場合には、その後の運用の指図が不要であるとの誤解を招くことのないよう、次に掲げる事項を定期的に情報提供するものとする。

- ① あらかじめ定められた運用方法を規約に設定する目的
- ② 当該運用方法により運用を行っている者に対し、運用の指図を行うことができる期日
- ③ 当該運用方法により損失が生じた場合には、その責任は加入者等本人が負うこと。

<加入者保護の視点から、指定運用方法の適用に関して、運営管理機関や事業主はどのような対応を行うべきか>

- 改正後の確定拠出年金法においては、指定運用方法が適用された場合、加入者が運用方法を選択し運用の指図をしたものとみなされる。
- 従来デフォルト商品の適用は運用に任されていたが、この場合適切な手続を経ないまま指定運用方法が適用されると、加入者の運用指図権が侵害される可能性があることから、併せて指定運用方法適用の適切な手続を法定。

<指定運用方法と運用の指図との関係>

- 加入者は、指定運用方法により運用方法を選択し、かつ、運用の指図をしたものとみなされる（改正後の確定拠出年金法第25条の2第2項）

<改正後の確定拠出年金法上の指定運用方法の手続>

- ① 指定運用方法を提示する場合、指定運用方法の提示に関する事項を規約に記載
（改正後の確定拠出年金法第3条第3項第8号の2）
- ② 指定運用方法に関する情報提供の義務づけ（改正後の確定拠出年金法第24条の2）
情報：利益の見込み及び損失の可能性、選定理由、運用の指図をしたものとみなされること
- ③ 特定期間（3ヶ月以上）・猶予期間（2週間以上）経過後に、運用の指図を行ったものとみなす旨の通知（改正後の確定拠出年金法第25条の2第1項、第2項）

※ 米国では、事業主等が、米労働省規則で定める要件に該当する「適格デフォルト商品（Qualified Default Investment Alternative）」をデフォルト商品として設定した場合、「加入者自身によるコントロール行使があった」とみなされる。ERISA法上、加入者自身によるコントロール行使があった場合、その行使により生じた損失について事業主等は責任を負わないと規定されている。ただし、その場合でも、米労働省規則において、適格デフォルト商品の選定及びモニタリングの責任（その結果生じた損失への責任を含む）は免れない旨規定されている。

- 運営管理機関等の受託者責任を踏まえ、加入者保護の観点から、指定運用方法の手続上、以下のような取組を行うことが考えられるか。

<仮に投資信託を指定運用方法に選定した場合>

例 1：指定運用方法により生じた損失を加入者が負担する旨情報提供

- ・ 前述の改正後の確定拠出年金法上の情報提供の内容に、指定運用方法により損失が生じる可能性があり、損失が生じた場合には、その責任は加入者等本人が負う旨、記載することが考えられる。

※ 現行の法令解釈通知と同様

<仮に元本確保型商品を指定運用方法に選定した場合>

例 2：指定運用方法により機会損失が生じる可能性がある旨情報提供

- ・ 前述の改正後の確定拠出年金法上の情報提供の内容に、機会損失が生じる（インフレ時に実質価値を維持できない、投資機会を逃す）可能性がある旨、記載することが考えられる。

<指定運用方法に何を選定したかを問わず>

例 3：施行日後の新規加入者からの確認を得るよう推奨

- ・ 指定運用方法が適用される旨を理解したことの確認を、事前に施行日後の新規加入者から得るよう推奨する。これにより、加入者が運用商品を選択をしない場合、指定運用方法の適用を受けることをあらかじめ確認。
- ・ 企業型では事前に加入者が行う書類がない場合には、導入時の投資教育や確定拠出年金のウェブ画面等、他の機会を利用することも考えられる。

(参考)運用の指図をしない者への継続的な対応①

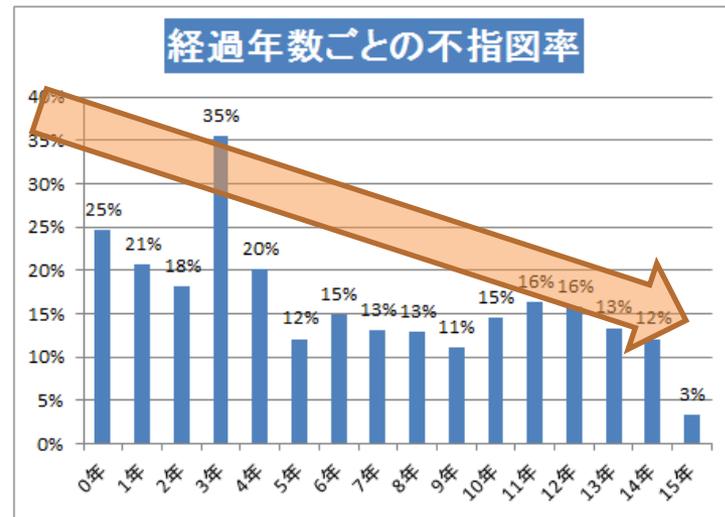
- 加入者保護の観点から、指定運用方法が適用された後であっても加入者が自ら運用指図を行うよう、現状でも運営管理機関等から加入者に対して働きかけが行われている。今後、指定運用方法が適用される場合であっても、投資教育、資産額通知等あらゆる機会を利用し、運営管理機関や事業主からこのような働きかけを積極的に行うことが適当。

<現在、大手運営管理機関等が、加入者に対して行っている働きかけの例(本委員会ヒアリング先提出資料より)>

- ・WEBやコールセンターでの運用指図を促し、配分指定の必要性を説明した資料、運用商品の選択方法を記載した資料、配分指定書等の書面等の配布・回収を行うことにより未指図者率の減少に努めている。
- ・半年毎に配分登録を促進してもらうためのメール配信を実施。
- ・デフォルト商品を選択する場合としない場合の手順等を解説したビラを加入時に全員に配布し、加入時教育の中でも説明を実施。また、加入者の商品分布や想定利回りとマーケット環境を踏まえて、事業主と相談し、例えば、デフォルト商品に預けたままになっており、想定利回りに達しない加入者が多い場合等は、継続教育を実施。
- ・残高の通知とあわせて運用の指図を行なうことができることを連絡。

<参考>デフォルト運用者が出てこないようにする工夫例

- ・新規加入時にデフォルト運用者が発生しないよう十分な投資教育を行い、配分指定書はWEBでなく紙で手交しており、かつ全件回収を目標に取り組んでいる。



※ 各事業主の確定拠出年金制度導入からの経過年数別の不指図*率。(※ 「不指図」の定義については、13ページ参照)

例えば、経過年0年は、確定拠出年金制度導入から0年の企業を集め、不指図率(=不指図者数/加入者数)を算出したもの。※ 記録関連運営管理機関のデータを基に厚生労働省において集計。

(参考)運用の指図をしない者への継続的な対応②

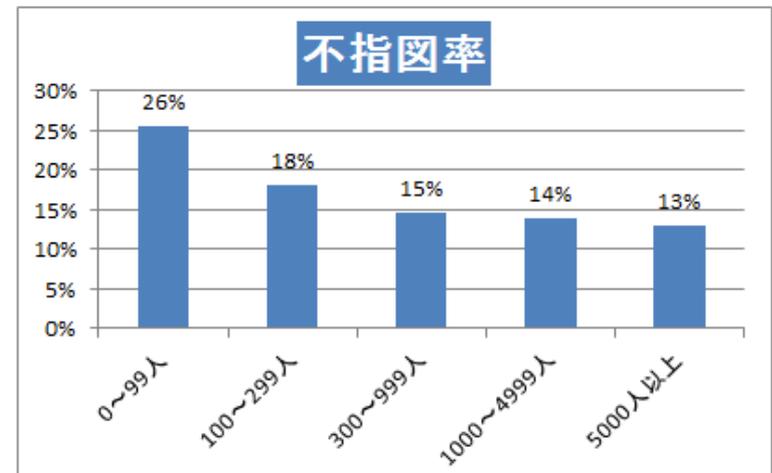
- 「事業主規模」と「不指図者」*の相関関係を見ると、事業主規模が小さい中小企業ほど不指図者の割合が高いことから、例えば投資教育等、中小企業における積極的な働きかけが重要ではないか。

<事業主規模別の不指図率について（企業型年金）>

(単位: 件、人)

事業主規模	事業主数	不指図者数	加入者数	不指図率
0~99人	7,742	51,052	199,449	26%
100~299人	2,104	66,373	367,491	18%
300~999人	1,103	85,601	586,078	15%
1000~4999人	395	108,496	781,440	14%
5000人以上	70	106,741	828,013	13%
計	11,414	418,263	2,762,471	15%

(* 「不指図」の定義については、13ページ参照)



(出所)記録関連運営管理機関のデータを基に厚生労働省において集計。

○ 中小企業向けへの取組例

- ・ 企業年金連合会において主として中小企業向けに継続投資教育を共同実施。(今年度より開始予定)

(参考) 改正後の確定拠出年金法

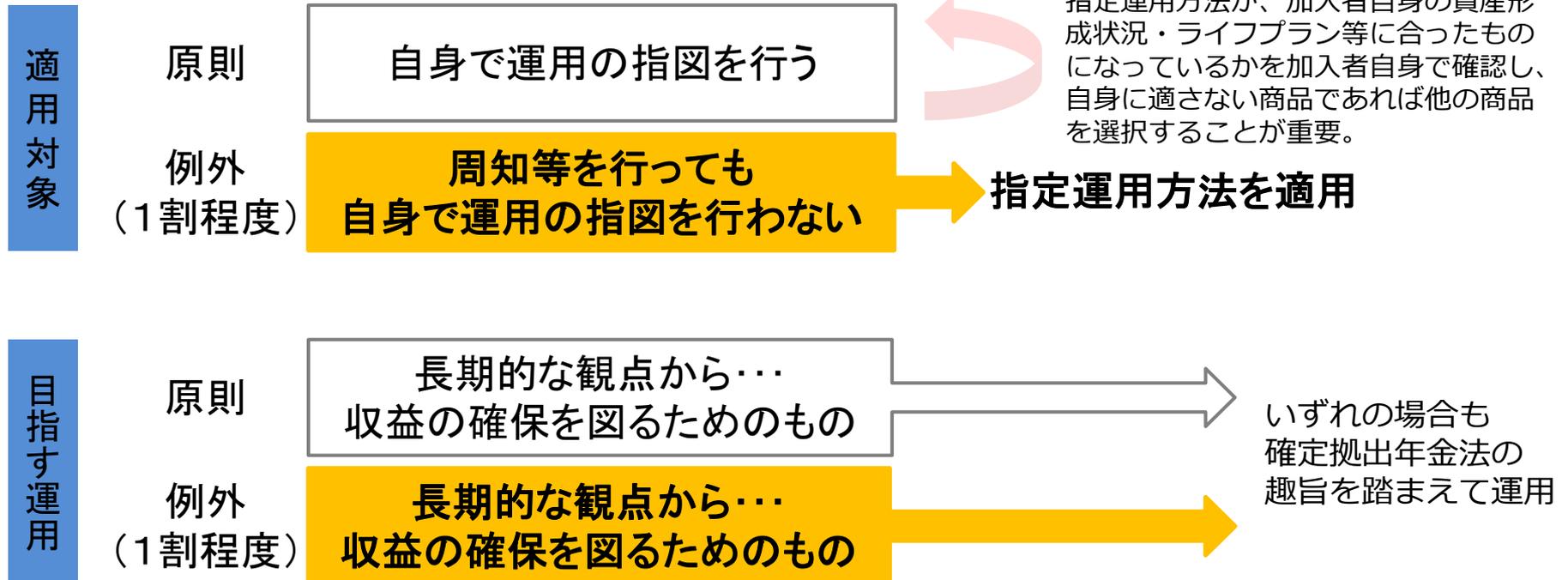
(情報収集等業務及び資料提供等業務の委託)

第四十八条の二 事業主は、給付の支給を行うために必要となる企業型年金加入者等に関する情報の収集、整理又は分析の業務(運営管理業務を除く。以下「情報収集等業務」という。)及び企業型年金加入者等による運用の指図に資するために行う資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務(以下「資料提供等業務」という。)の全部又は一部を、企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。)に委託することができる。

指定運用方法の位置づけ③

- 提示される指定運用方法は、必ずしもどの加入者にも適しているとは限らず、加入者自身の資産形成状況・ライフプラン等に合ったものになっているかを、加入者自身で確認することが重要。確認した上で、指定運用方法が自身に適していない場合には、より自身に適する他の運用商品を選択していくことが重要。
このため、指定運用方法適用後も、運用の指図を行うことができる旨、定期的に情報提供を行う。
- 自ら選択する運用方法、指定運用方法のいずれによる運用においても、確定拠出年金法の趣旨を踏まえた運用であることが求められる。

<指定運用方法の適用対象と、その目指す運用>



指定運用方法の位置づけ④

○ 改正後の確定拠出年金法

第23条の2

- 2 指定運用方法は、**長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのもの**として厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。

- 改正後の確定拠出年金法の規定は、運用商品の内容ではなく指定運用方法が目指す目的を定めたもの。
- 確定拠出年金法の趣旨を踏まえ、「長期的な観点」、「物価その他の経済事情の変動により生じる損失」、「収益の確保」といった定性的な文言で指定運用方法のあり方を示している。

「長期的な観点」

- ・基本的に60歳までの間、継続して運用する趣旨。
- ※ 加入者の年齢により運用ができる期間は様々であり、幅があると想定される。

「物価その他の経済事情の変動により生ずる損失」

- ・運用に伴うリスクとしては、例示した物価上昇リスク（インフレリスク）以外に、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク、信用リスク等、様々なリスクが想定される。
- ※ 個人の資産や年齢等によってリスク許容度は異なる。

「収益の確保」

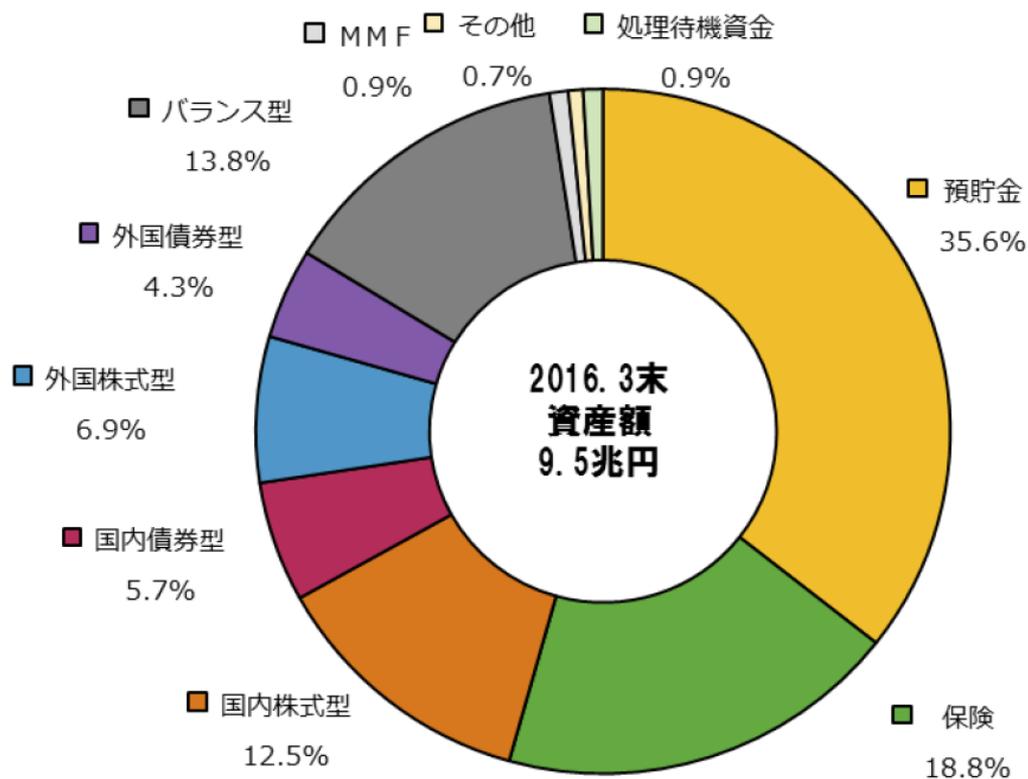
- ・老後に向けた所得確保のため、一定の収益の確保を期待するもの。
- ※ 期待される収益の水準は多様。
- ※ その際に、信託報酬等の手数料によっては、収益の確保が図られない可能性がある。

- **法の目指す目的を踏まえ、加入者集団のリスク許容度や期待収益等を労使・運管等で考慮・検討しながら、指定運用方法にふさわしい商品を決定。**

【その際の着眼点（イメージ）】 加入者属性、金融商品への理解度、加入者ニーズ、想定利回りや掛金額等退職給付における位置づけ 等

(参考)確定拠出年金全体の加入者の運用状況

- 企業型年金全体において、元本確保型が約54%を占めている。

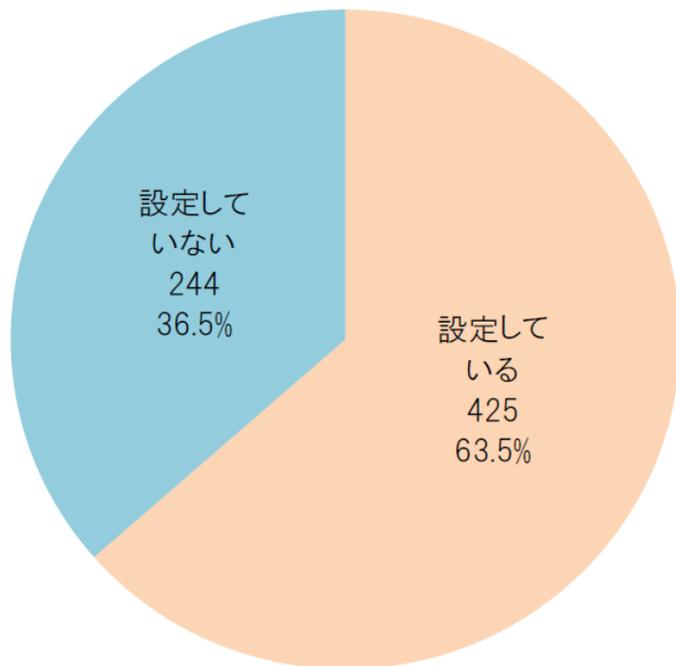


- 元本確保型と投資信託等の平均投資比率は、資産残高ベースで、**元本確保型（預貯金+保険）が54.4%、投資信託等が45.6%**となっている。

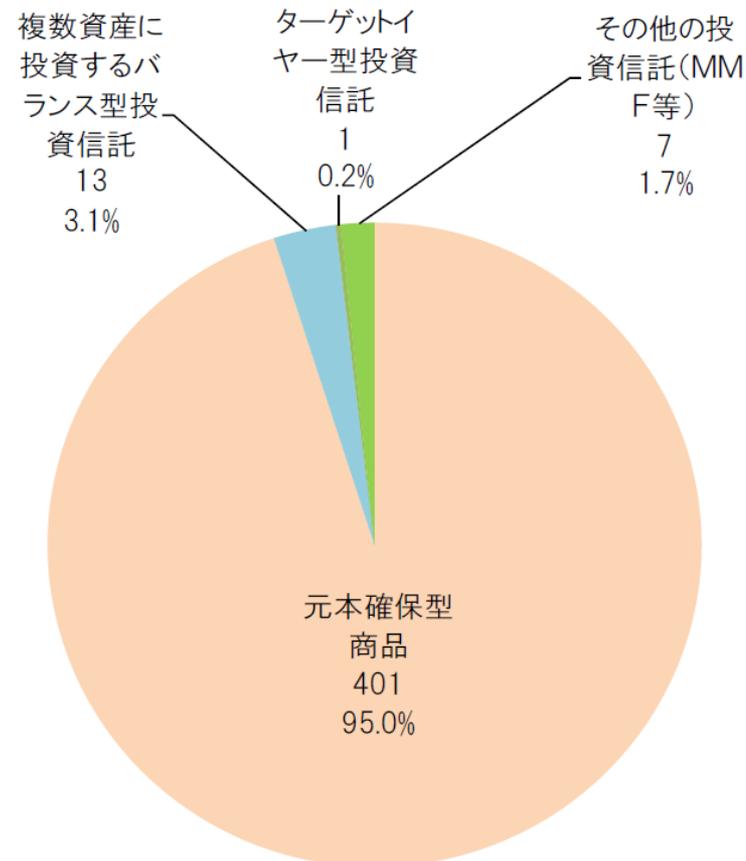
- 投資信託等の比率について、5年前の調査と比較すると、**37.5%→45.6%**と増加傾向を示している。

(参考) デフォルト商品の設定状況

- 加入者から運用指図のなかった掛金が自動的に買い付けされる商品の設定割合は63.5%



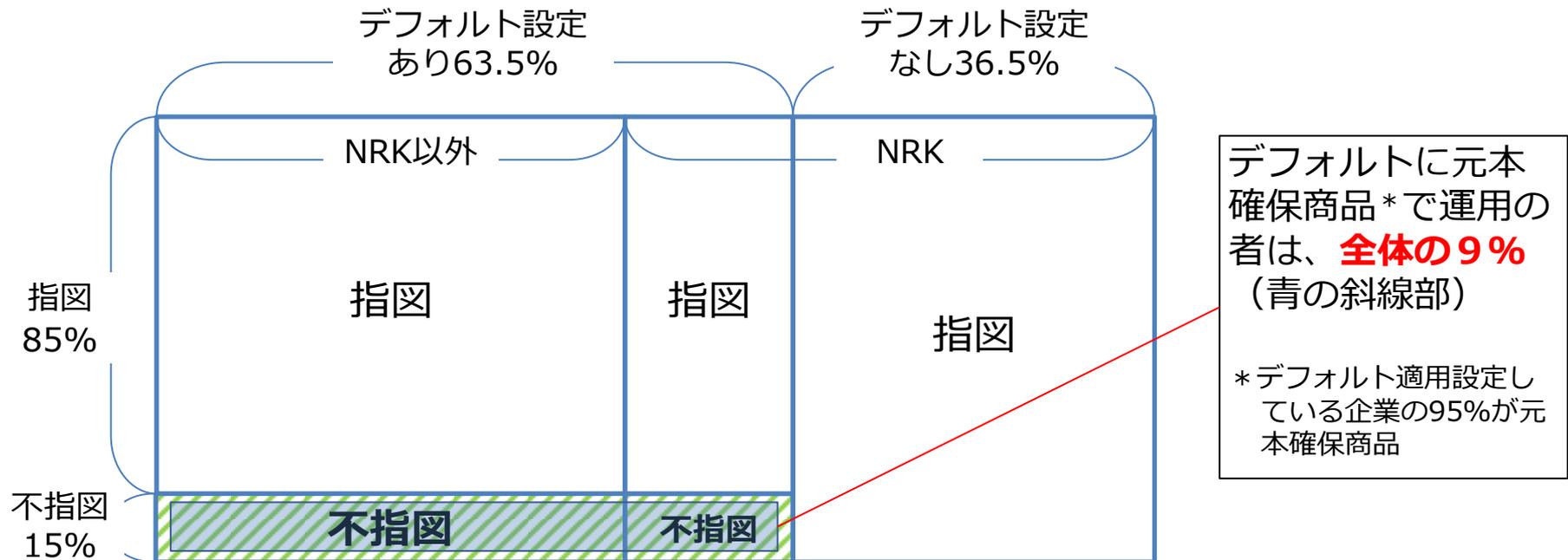
- デフォルト商品の95.0%は元本確保型商品



(参考) デフォルトの適用割合(人数ベース)①

- 確定拠出年金全体のうち、デフォルトの適用割合は約9.5%。(緑斜線部分 (= $63.5\% \times 15\%$) ・一部推計(※))
- デフォルトで元本確保商品が充てられている割合は、確定拠出年金全体の約9% (= $9.5\% \times 95\%$)。(青斜線部・一部推計)

※ 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(NRK)を利用する企業型加入者のうち、不指図によりデフォルトを利用している者の割合は不明だが、上記推計では、NRK以外の記録関連運営管理機関を利用している企業型加入者と同等の不指図率(15%)と仮定して推計。



※ 不指図の定義:

デフォルト商品が適用されていることで、運用の指図を行っていることとみなされていることを、ここでは「不指図」とする。また、「不指図」の運用を続けている加入者を、「不指図者」とする。なお、デフォルト商品になっている商品に運用の指図を行いたいと思っている者は、運用の指図を行わなくてもデフォルト商品が適用されることになるため、不指図者の中には、意図的に不指図者となっている者も存在すると思われる。

※ なお、指定運用方法が適用される対象は、法施行後の新たな加入者。

(参考)デフォルトの適用割合(人数ベース)②

(前提)

- NRK以外は、デフォルトが設定されている。NRKのデフォルト設定は、あり・なしの両方がある。
- デフォルト設定なし(企業ベースで36.5%)の場合は、自身で運用の指図が行われている。
- デフォルト設定あり(企業ベースで63.5%)の場合の運用は、自身で運用の指図を行われているケースと自身が指図せずデフォルトにより運用しているケースが存在。
- NRKのデフォルト設定されている場合の不指図率は不明だが、NRK以外のデフォルト設定されている場合の不指図率と同じ(15%)と仮定。
- デフォルト適用設定している企業の95%が元本確保型商品。

(用語の説明)

- データ基準日：平成29年1月時点
- デフォルト商品：現行制度下において、規約によりあらかじめ定められた運用方法
- 不指図の定義：デフォルト商品が適用されていることで、運用の指図を行っているとみなされていることを、ここでは「不指図」とする(以下、本データに基づく「不指図」の語について同様)。また、「不指図」の運用を続けている加入者を、「不指図者」とする。なお、デフォルト商品になっている商品に運用の指図を行いたいと思っている者は、運用の指図を行わなくてもデフォルト商品が適用されることになるため、不指図者の中には、意図的に不指図者となっている者も存在すると思われる。
- 入手データの内容：記録関連運営管理機関3社(SBI ベネフィット・システムズ株式会社、損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社(五十音順))分の企業型年金のデータ基準日時点の全加入者データ。
 - ※ なお、記録関連運営管理機関のうち、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社については、運用の指図が行われているデータのみを取り扱う運用のため、不指図でデフォルト商品が適用されているデータと、(必ず指図させる運用をさせるケースも含め)不指図ではなく加入者から指図のあったデータとの見分けがつかないため、調査の対象から除外している。
- 加入者数及び不指図者数については、確定拠出年金制度加入後3カ月が経過した加入者(SBI ベネフィット・システムズ株式会社については、初回拠出が2016年10月以前の者)のみを対象としている。

投資教育における運用の指図の支援

- 指定運用方法の適用の有無に係わらず、高齢期の資産形成に資するよう、加入者自ら運用の指図を行うことを支援していくことが重要。
- 例えば、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれる商品も有用である旨、通知で示してはどうか。

○ 改正後の確定拠出年金法

(事業主の責務)

第二十二條 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

○ 現行の「確定拠出年金について」(年金局長通知)の投資教育の具体的内容

<加入者等に提供すべき具体的な投資教育の内容>

① 確定拠出年金制度等の具体的な内容

ア わが国の年金制度の概要、改正等の動向及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ

イ 確定拠出年金制度の概要

- ・ 制度に加入できる者と拠出限度額（加入者掛金の拠出限度額とその効果）
- ・ 運用商品の範囲、提示の方法、預替え機会の内容
- ・ 給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金・一時金別）の受取方法
- ・ 加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法
- ・ 拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容
- ・ 事業主、国基連、企年連、運営管理機関及び資産管理機関の役割
- ・ 事業主、国基連、運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容

② 金融商品の仕組みと特徴

預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等金融商品の性格、特徴、種類、期待できるリターン、考えられるリスク、（投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等に係る）価格に影響を与える要因等

③ 資産の運用の基礎知識

- ・ 金融商品の仕組みや特徴を十分認識した上で運用する必要があること
- ・ リスクの種類と内容（金利、為替、信用、価格変動、インフレ等）、リターンとの関係
- ・ 長期運用、分散投資の考え方とその効果

④ 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

- ・ 資産形成を現役時代から取り組む必要性
- ・ 老後に必要な費用について長期的に確保する必要
- ・ 公的年金や退職金等を含めても不足する費用の考え方
- ・ 確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方
- ・ 運用リスク度合いに応じた資産配分例の提示
- ・ 離転職の際には資産を移換し運用を継続していくことが重要であること

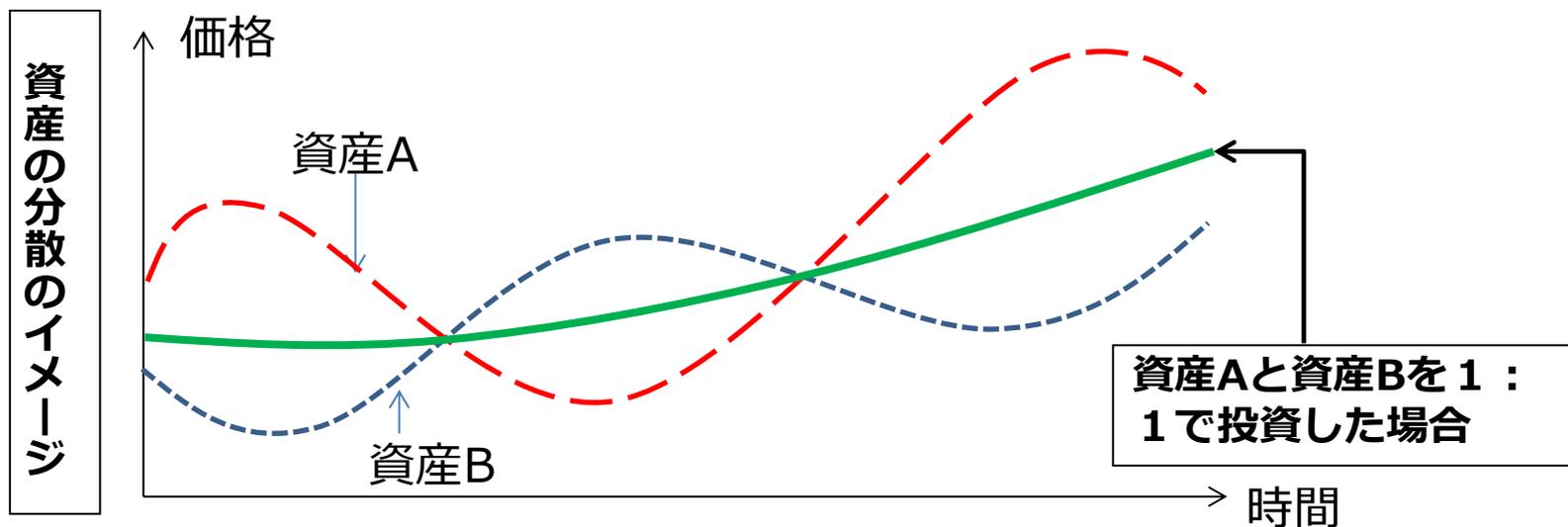
(参考)分散投資による効果のイメージ

<分散投資とは>

個別の金融商品は、それぞれのリスク（リターンの不確実性の度合い）を有するが、複数の異なるリスク特性を持つ金融商品に分散して投資することで、こうしたリスクを軽減させ、安定的なリターンが得られるようにすることは、資産形成について考える上で最初に理解すべき事項である。

また、分散にも、国内株式・債券及び外国株式・債券に分散する「投資対象の分散」、円だけではなくドル等に分散する「通貨の分散」、一時に資金を投入するのではなく時期をずらして投資していく「時期の分散」がある。

(出所) 金融庁金融研究センター「研究報告書「金融経済教育研究会」」(2013年4月)



投資対象について、1つの（少数の）資産に投資するのではなく、性質がなるべく異なる複数の（多数の）資産に分散することにより、各資産の価格の動きが打ち消しあい、リスクを減らすことができることが多い。

(出所) 金融広報中央委員会ホームページ

(参考) 元本確保型商品(定期預金)と分散投資との比較

図1

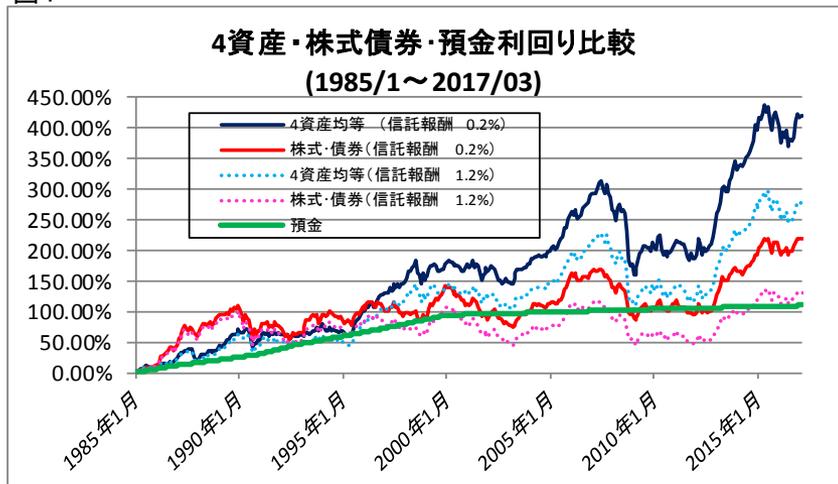


図2

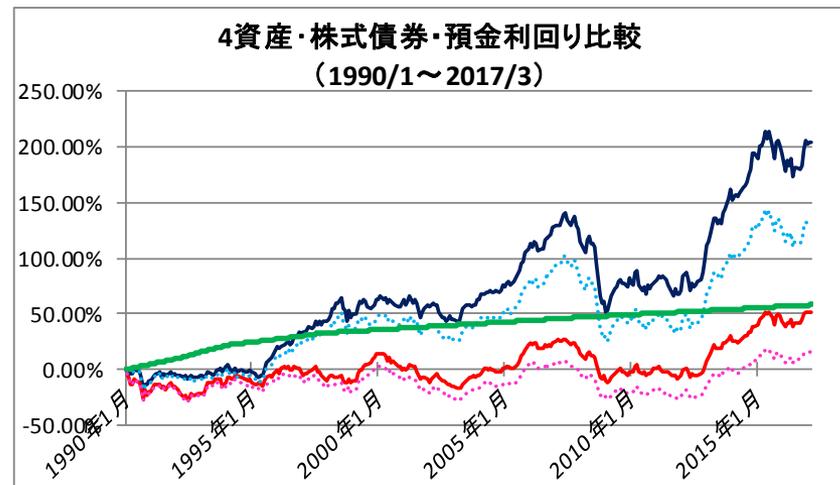


図3

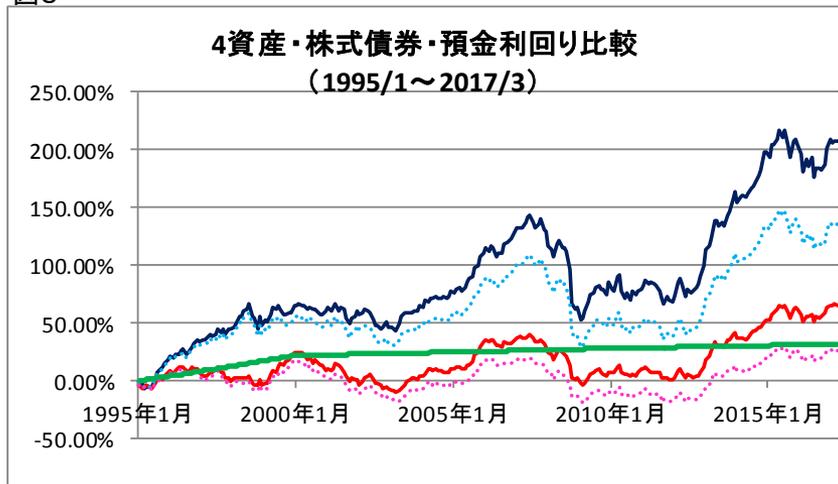
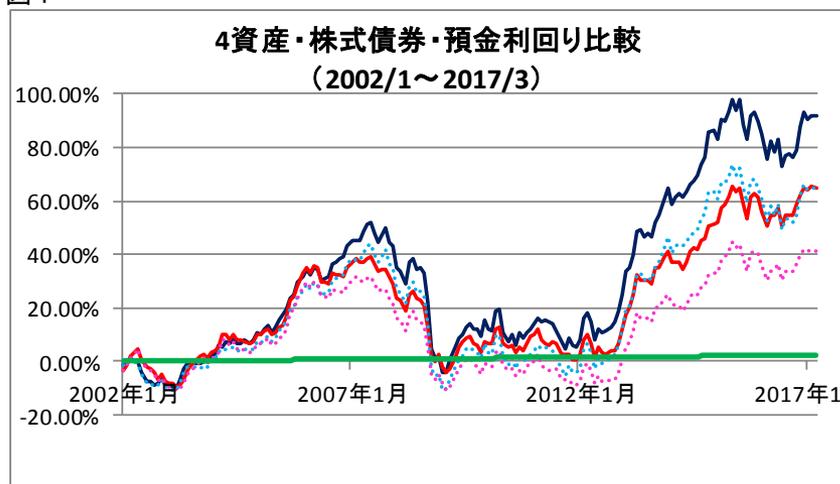


図4



- ・ 図①は1985年、図②は1990年、図3は1995年、図4は2002年1月を起点としたもの。
- ・ 投資開始時期や期間、投資対象資産によって、収益率は異なる。
- ・ 有価証券については、信託報酬等を年0.2%と1.2%と仮定。

上記各表の各収益率は、預金は、過去の預金金利推移データを前提に、最長期の預金(2年～10年)で運用したものと計算。国内債券はNOMURABPI(総合)、国内株式はTOPIX(配当込み指数)、外国債券はシティ世界国債インデックス(除く日本)、外国株式はMSCI KOKUSAI INDEXの各指数から算出された円ベースの月次収益率で運用したものと、信託報酬に相当するみなしコスト年1.2%又は年0.2%を控除して、計算したもの。

○ 平成二十七年八月二十八日 衆議院厚生労働委員会

堀内(照)委員 (中略)今回、デフォルト商品の扱いを法定しております。現在設定されているデフォルト商品のうち、元本保証は九八%を占めています。今回、デフォルト商品の運用方法の設定を通知からわざわざ法定するのも、この分野で投資をふやそうということが目的ではないか、投資への誘導をするものではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

塩崎国務大臣 (中略)加入者が適切な運用商品を見ずから選択できる環境を整備するという事とともに、そうした対応を講じてもなおみずから商品を選択することがなかなか難しいという方、こういう方々のための措置として指定運用方法の規定の整備を行うということとしているわけでございます。

具体的には、指定運用方法を法律に位置づけるとともに、指定運用方法の内容に係る周知や商品選択を促す通知など、より加入者本人により商品選択につながるような手続を法律上整備することとしているわけでございます。

こうした措置は、加入者のよりよい運用商品の選択を通じた老後資産の形成に資するために行うものであって、単に投資をふやすとかいうようなことを目的にしているようなものでは決してないわけでございますので、あくまでも老後の生活の厚みを増すということのための法改正というふうに御理解を賜ればというふうに思います。

堀内(照)委員 (中略)今度の法案では、最初から、長期的な観点から物価その他の事情云々ということで、ここでも議論になりました物価云々ということで、元本保証は実際は目減りするんだ、そういうリスクもあるということでも議論がありましたけれども、これを読んでみますと、まるで元本保証型はだめだと言っているように今度の法文上読めるわけですが、そう言えないでしょうか。

香取政府参考人 (中略)多くの方はこれまで、老後の備えというと生命保険を買うか貯蓄をするかということでやってこられたので、なじみがあるという意味では、いわゆる元本保証、簡単に言うと定期預金ということなわけですが、やはり今後の経済状況を考えたときに、ある意味、元本が保証されていれば老後生活が保障されている、そういうふうに例えば考えるということを前提にそれこそ元本保証をデフォルトで考えるということであると、やはりそれは実際に経済状況に対応した運用ができない、あるいは老後の資金が確保できないということになります。

やはり、今回は、運用は経済状況に合わせてそのときそのときで考えていかなければいけないものですので、そういった考え方に立って、まずそもそも本人がきちんと選択をする、選択をできるような情報を提供するという投資教育の強化ということとあわせて、いわゆるデフォルト商品については、いわばニュートラルな形で経済状況に対応した選択ができるようにしてくださいということで申し上げたので、元本保証がいいとか悪いとか、こちらをお勧めするとか、やめるとかというような趣旨で今回の法律改正を考えているわけではございません。

○ 平成二十七年八月二十一日 衆議院厚生労働委員会

浦野委員 元本確保型の商品に絡んで、デフォルト商品の運用方法についてという項目がありますね。これも今回、法律上の定めをいろいろやりますけれども、この理由についてちょっと説明をお願いします。

香取政府参考人 デフォルトといいますのは、ちょっと御説明しますが、申し上げたように、確定拠出は加入者が商品を選ぶということになっていますので、幾つかあるものの中から選んでいただく。選んでいただく前提として、企業側がきちんと投資教育を行う、あるいは、運用商品の提示についていろいろな規制がございますけれども、そういったものもきちんとしまして、選択しやすい環境をつくるということになるわけですが、それでも最終的に選択をされない、これは、しない、されない、できない、いろいろな理由がありますが、選択をしないという方がいらっしゃいます。

そうすると、そういった方については運用ができませんので、言ってみれば当座預金みたいなところにずっとお金がたまってしまうことになります。御案内のように、当座預金は口座管理手数料がかかりますので、いわば目減りをしてしまうということになりますので、そういった方の場合には、あらかじめ指定した運用方法というのを労使の合意で決めておきまして、選択されない方はそこに行きますよという形をつくるということになっております。

実は、これについては今までは法令上の規定が整備されておらず、いわば通知で、デフォルト商品についてはこういう運用の仕方をしてくださいということで、通知レベルで私ども御指導申し上げていたわけですが、今回、これについてきちんとして、運用方法の内容の周知でありますとかそういう選択について法令上の規定を整備しまして、手続上も整備しまして、きちんとそういったデフォルト商品についてのルールを法律上定めるということをお願いしたいということがございます。

○ 平成二十八年四月十四日 参議院厚生労働委員会

佐々木委員 継続的投資教育の強化によっても運用商品の選択ができないという方も一定程度は出てくるかと思えますので、こうした方法は必要であるかと思えますけれども、先ほど申し上げたように、本人が指図したものと自動的にみなされるということになりますので、加入者の不利益になったりとか保護に欠けるようなことがないようにしなければならぬと思えます。また、指定運用方法についての基準、これはこれから定めることになると聞いておりますけれども、どのような運用商品を定めていくというふうに考えているのでしょうか。

鈴木政府参考人 確定拠出年金制度におきまして、やはり運用商品は加入者が選択をするということがこれは基本でございます。ただ、今ございましたように、やっぱり選択に迷うとか忘れてしまったという理由で選択しない方も残念ながら一定数おられるのも事実でございます。この状況をそのまま放置いたしますと、やはり将来の年金受給が十分に確保できない、結果、加入者の方々の保護に欠けるということにもなりますので、今回の改正では、ただいま御指摘のありました指定運用方法につきましてしっかりと法的整備を行うことにいたしましたわけでございます。

具体的には、この指定運用方法の仕組みでございますけれども、これは加入者ができるだけ自ら権利を行使できるように、そういった面にも配慮をしたような手続、仕組みにしていこうということで、具体的には、手順でございますが、まず、従業員が確定拠出年金に加入した際に、当然、指定運用方法の内容についてしっかり周知をする、これが大前提でございます。その上で、納付された掛金に対して一定期間加入者の方がこういうふうに運用してくれという指図を行わない場合、具体的に一定期間と申しますのは三か月以上で各企業年金の規約で定めることにいたしておりますけれども、この期間過ぎても指図を行わない場合には、指図をしてくださいと促すための通知をする。その通知をしてもなお一定期間、具体的には二週間以上で規約で定める期間でございますけれども、なお一定期間指図をしない、こういった場合にはやはり放置をいたしますと保護に欠ける結果につながりますので、当初定めた指定運用方法を選択したものとみなす。こういったような慎重な手続を講じた上で、加入者の保護を図るような法的な枠組みを準備させていただいているところでございます。

それから、この指定運用方法の基準でございますが、これは、長期の物価変動に対応しながら、将来十分年金給付が確保が可能になるような、言わば分散投資効果が見込まれる商品が選択できるように設定する、こういったことを想定をいたしております。

指定運用方法の論点①

＜指定運用方法の基準＞

- 改正後の確定拠出年金法の規定を踏まえ、省令で定める基準をどのように設定するか。
また、指定運用方法として不適格な商品はあるか。

- 改正法の趣旨は、加入者の運用指図権を保護する観点から指定運用方法の手続を定めたものであり、改正後も本人が自身の資産形成状況やライフプラン等を踏まえ、自分で選択した商品により運用を行うことが制度の原則である。このため、指定運用方法については、加入者が一定期間運用の指図を行わないような例外的な場合である。しかしながら、指定運用方法で運用を続ける者が一定数存在することが想定される。こうしたことを踏まえ、指定運用方法の基準を定めることが必要と考えるがどうか。

- 指定運用方法の基準の省令については、確定拠出年金法の趣旨を踏まえつつ、具体的な指定運用方法を労使で定めるに当たっての「長期的な観点」、「物価その他の経済事情の変動により生ずる損失」、「収益の確保」についての考慮要素や検討の視点を定めてはどうか。（省令、通知）

- 「収益の確保」については、手数料の視点を盛り込んでどうか。（省令、通知）
具体的には、指定運用方法の適用にあたっては、手数料の有無やその水準（販売手数料、信託報酬、信託財産留保額、保険商品の解約控除等）についても留意が必要な旨を、示してはどうか。

指定運用方法の論点②

＜指定運用方法の適用にあたっての働きかけ＞

- 指定運用方法の適用にあたっては、加入者の指図権に関する加入者保護を徹底し、受託者責任を果たす観点から、併せて下記の措置を講じてはどうか。
 - ・ 施行日後の新規加入者からの確認を得るよう奨励
 - ・ 指定運用方法により損失が生じた場合には、その責任は加入者等本人が負う（元本確保の場合は機会損失の可能性）旨を加入者へ情報提供
- 本来は、運用の指図は個々の加入者が自ら行うものであることから、指定運用方法が適用されたとしても、あくまでも個々の加入者が、自分の資産形成状況やライフプラン等に合った投資選択を行うために運用の指図を行うことが大切である旨、示してはどうか。
- そのため、改正法で継続投資教育を努力義務としたことも踏まえ、指定運用方法が適用された加入者に対しては、指定運用方法が、加入者自身の資産形成状況・ライフプラン等に合ったものになっているかを加入者自身で確認し、自身に適さない商品であれば他の商品を選択することが重要である旨、投資教育や資産額通知等あらゆる機会を利用して継続的に働きかけることを促してはどうか。
- 不指図者の割合が高い中小企業については、投資教育等積極的な働きかけが重要であることを、示してはどうか。

指定運用方法の論点③

＜確定拠出年金制度全般＞

- 確定拠出年金制度全体で元本確保型商品が約6割の現状について、指定運用方法の適用の有無に係わらず、老後の資産形成に資するよう、投資教育等を用いてどのように取り組んでいくか。

例えば、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれる商品も有用である旨、示してはどうか。